

# Weekly Report

第474日号  
平成30年10月1日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 29年分の平均給与は432万円

国税庁は「平成29年分民間給与実態統計調査」を公表しました。

### ◆平均給与は前年比2.5%増で5年連続増加

調査結果によると、1年を通じて勤務した給与所得者4945万人（男性2936万人、女性2009万人、平均年齢46.0歳、平均勤続年数12.1年）の平均給与は、前年比2.5%増の432万円となり、5年連続で増加しました。男女別では、男性532万円、女性287万円です。

また、平均給与を事業所規模別にみると、従業員10人未満の事業所では352万円、10～29人では415万円、30人以上では454万円となっています。

なお、給与所得者の給与階級別分布では、300万円超400万円以下が867万人（構成比17.5%）で最も多く、次いで200万円超300万円以下が781万人（同15.8%）で、400万円以下の給与所得者は合計2733万人と全体の55.2%を占めています。

## ◆税額の約5割は1千万超の給与所得者から

1年を通じて勤務した給与所得者が源泉徴収により所得税を納税した税額は9兆7384億円で、給与総額に占める税額の割合は4.89%でした。また、給与階級別の税額をみると、1千万円超の給与所得者は222万人で全体の4.5%にすぎませんが、その税額は合計5兆183億円で51.5%を占めます。

なお、昨年から給与収入が1千万円を超える場合の給与所得控除額は220万円が上限となっており、32年（2020年）以降は給与収入850万円超の場合に195万円が控除額の上限となり、さらに税負担が増加します（特別障害者の方や22歳以下の扶養親族がいる方などは負担調整措置があります）。

## 年末調整で配偶者控除等を適用するには

今年から配偶者控除等の見直しにより、納税者本人の所得金額が1千万円（給与収入のみの場合は1220万円）以下であり、生計を一にする配偶者の所得金額が123万円（同201万円）以下の場合に、配偶者控除等の適用対象となります。

給与所得者が30年分の年末調整において、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、「平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、「平成30年分 給与所得者の配偶者控除申告書」を今年の最後に給与の支払いを受ける日の前日までに提出することが必要となります。

## ★★★10月のチェックポイント★★★

※年末にかけての販売計画や資金需要（販売促進費や賞与など）を精査し、売掛金回収の促進・与信管理の強化を行い、資金繰りを確認します。

※社会保険料の「算定基礎届」に基づく標準報酬月額は、原則10月支給給与から天引きします。

※税務調査が最も多い時期といわれています。いつ来られても対応できるよう証拠資料の整備を。

※有効求人倍率が高い水準を維持しています。年末の繁忙期に向けて、パート・アルバイトの手配は早めにしておきます。